

表 4 - 3 法第 3 4 条第 1 号の対象とする業種一覧表（日本標準産業分類：平成19年11月改訂）

下記の表に該当する業種であり、かつ周辺の市街化調整区域に居住している者の日常生活のために必要なものに限る。なお、本表に該当する業種であっても、開発区域周辺の状況、立地の可能性、店舗の規模等の状況を個別に審査するため、必ずしも許可を受けられるものではないことに留意のこと。

種 別	日 本 標 準 産 業 分 類 項 目		
	中 分 類	小 分 類	
小 売 業	56 各種商品小売業	569 その他の各種商品小売業	
		57 織物・衣服・身の回り品小売業	
	57 織物・衣服・身の回り品小売業	571 呉服・服地・寝具小売業	
		572 男子服小売業	
		573 婦人・子供服小売業	
		574 靴・履物小売業	
		579 その他の織物・衣服・身の回り品小売業	
		58 飲食料品小売業	581 各種食料品小売業
			582 野菜・果実小売業
			583 食肉小売業
	584 鮮魚小売業		
	585 酒小売業		
	586 菓子・パン小売業		
	589 その他の飲食料品小売業（コンビニエンスストア等が含まれる。）		
	59 機械器具小売業		591 自動車小売業
		592 自転車小売業	
		593 機械器具小売業	
	60 その他の小売業	601 家具、建具、畳小売業	
		602 じゅう器小売業	
		603 医薬品・化粧品小売業	
		604 農耕用品小売業	
		605 燃料小売業	
		606 書籍・文房具小売業	
		607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	
		608 写真機・時計・眼鏡小売業	
		609 他に分類されない小売業（たばこ・喫煙具専門小売業、花・植木小売業、ホームセンター、中古品小売業、建築材料小売業に限る。）	
		飲 食 業	76 飲食店
762 専門料理店（料亭等は除く。）			
763 そば・うどん店			
764 すし店			
767 喫茶店			
769 その他の一般飲食店（ドライブイン等は除く。）			
77 持ち帰り・配達飲食サービス	772 配達飲食サービス業（仕出し料理、弁当屋に限る。ただし、持ち帰り弁当屋は該当しない。）		
サービスマ	78 洗濯、理容、美容・浴場業	781 洗濯業（洗濯業、クリーニング業、洗濯物取次業に限る。）	
		782 理容業	
		783 美容業	
		784 一般公衆浴場業	
		789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業（洗張・染物業に限る。）	
	79 その他の生活関連サービス業	793 衣服裁縫修理業	
		794 物品預り業	
		799 他に分類されない生活関連サービス業（食品加工業、写真現像・焼付業、古綿打直し業に限る。）	

種 別	日 本 標 準 産 業 分 類 項 目	
	中 分 類	小 分 類
教育・学習 支援業	82 その他の教育，学習支援業	823 学習塾
		824 教養・技能教授業（塾程度のものに限る。）
医 療 業	83 医療業	835 療術業
修 理 業	89自動車整備業	891 自動車整備業（自動車一般整備業に限る。）
	90 機械等修理業	901 機械修理業（一般機械修理業に限る。）
		902 電気機械器具修理業
		903 表具業
		909 その他の修理業
給 油 所	ガソリンスタンド、自動車用液化ガススタンド	
そ の 他	銀行、郵便局、土地改良区事務所、農林水産業協同組合事務所、 農林漁村生活改善施設、農林業生活改善施設、土地改良事務所等 法に基づかない公民館（集会所）、老人憩いの家、地域の自治活動に必要な建築物	

表 4 - 4 敷地の規模、建築物の規模

（現行の許可要件規模…空家等に限り規模の要件を緩和）

種 別	小 分 類	敷地の規模	建築物の規模（延床面積）
小 売 業		500㎡以内	200㎡以内（倉庫も面積に含み20%以内）
飲 食 業		500㎡以内	200㎡以内（倉庫も面積に含み20%以内）
医 療 業		500㎡以内	200㎡以内（倉庫も面積に含み20%以内）
サービ業		500㎡以内	200㎡以内（倉庫も面積に含み20%以内）
修 理 業	自動車整備業 機械修理業 注1	1,000㎡以内	500㎡以内（倉庫も面積に含む）
	上記以外の修理業	500㎡以内	200㎡以内（倉庫も面積に含む）
給 油 所		1,500㎡以内	500㎡以内 （キャノピー、倉庫も店舗面積に含む）
そ の 他		2,000㎡以内	必要最小限

注1 自動車小売業又は農機具小売業とそれぞれの修理業の併設については可能であり、敷地、建築物の規模については、小売業、修理業のそれぞれの範囲内とする。